

足 監 査 公 表 第 4 号

平成 25 年 3 月 29 日

足利市長から監査の結果に対する措置について通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 黒 川 貫 男

記

監 査 対 象	福祉部
監査結果報告日	平成 25 年 1 月 31 日付け 足監査第 80 号(定例監査)
措置結果通知日	平成 25 年 2 月 22 日付け 足福祉第 308 号
監 査 結 果	指摘事項 (いきいき長寿課) ・業務委託に係る見積り手続において、見積結果表を作成する際に金額を誤記し、その金額で契約書を作成したものがあった。
措 置 内 容	平成 25 年 1 月 15 日に、同契約を締結した業者に対して改めて謝罪を行い、その契約を有効とする旨の回答をいただきました。 今後は、この誤りを教訓とするとともに、また、その後に発足された財務チームのチェック機能が十分に発揮できるように、職場研修等を進めていき、正確かつ迅速な事務の執行に努めていきます。

監 査 対 象	財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団（教育委員会事務局教育総務課所管）
監査結果報告日	平成 25 年 2 月 26 日付け 足監査第 81 号（財政援助団体等監査及び指定管理者監査）
措置結果通知日	平成 25 年 3 月 14 日付け 足教総第 172 号
監 査 結 果	<p>指摘事項</p> <p>1 退職給付引当金について、算出の誤りにより、引当金額が過小に計上されていた。</p> <p>2 会計規程細則の規定に基づく小口現金出納帳を作成していない管理施設があった。</p>
措 置 内 容	<p>1 職員 1 名分の計算式に誤りがありました。過小であった 1,610,868 円については、平成 24 年度決算において過年度修正処理します。</p> <p>今後、このような計算誤りが生じないよう複数で検算するなどチェックを厳重に行うよう指導しました。</p> <p>2 年度中に小口現金の出納がなかった 2 箇所（うち 1 箇所は、年度途中で小口現金勘定閉鎖。）において小口現金出納帳の作成がなされていませんでした。遡って作成しました。</p> <p>今後、規定に則った帳簿管理を徹底するよう指導しました。</p>